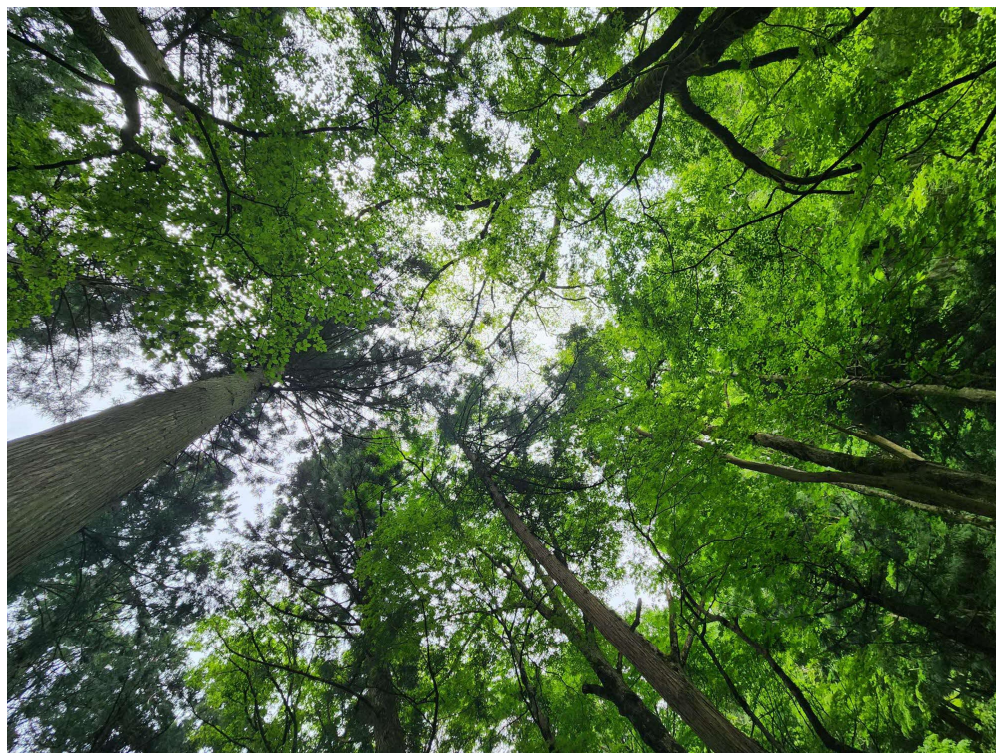




第3次総合振興計画に基づく社会教育
飯南町社会教育推進計画



飯南町社会教育委員連絡協議会

令和8年4月

はじめに

飯南町は、「小さな田舎(まち)からの『生命地域』宣言」を大切にしながら、人と自然が寄り添い、心豊かに暮らせるまちをめざして歩んできました。

令和 7(2025)年度から始まる**第 3 次飯南町総合振興計画**では、「**笑顔と誇りを未来へつなぐまち 飯南**」という将来像を掲げ、子育て支援や地域福祉、産業の振興、そしてデジタルの力を生かしたまちづくりなど、これからの 10 年を見据えた取組が進められます。

本計画は、その考え方を受け、社会教育の分野から人づくりや地域づくりを進めるための道標として策定するものです。

これまでの計画(令和 4~7 年度)では、公民館や地域団体、学校などが連携し、学びや交流の輪を広げてきました。地域の中で学び合う風土が少しずつ育ち、活動の芽が町のあちこちに生まれています。一方で、世代や地域を超えて参加が広がるような工夫や、活動をふりかえって次につなげる進め方など、これから一緒に整えていきたい点も見えてきました。

近年、町を取り巻く環境は大きく変わっています。人口減少や高齢化、働き方や暮らし方の変化、そして新しい技術の進展。これらの変化の中で、地域に暮らす人が学びを通じて力を伸ばし、互いにつながり、支え合っていくことが、これからの飯南町を支える大きな力になります。

本計画では、基本目標を「**未来を拓く学びとつながりで、次代を担う人を育てる**」としました。この目標のもと、次の三つの柱を大切にしてい取り組みます。

- **学びづくり** — 自ら学び、考え、行動する力を育む
- **つながりづくり** — 共に学び、共に創る協働のまちへ
- **環境づくり** — 学びと活動を支える安心の環境を整える

この 3 つの柱を軸に、町民のみなさん、学校、地域団体、事業所、行政などが力を合わせて、学びが広がり、人と人がつながるまちを目指します。

計画期間は**令和 8(2026)年度から令和 12(2030)年度までの 5 年間**です。進み具合を確認しながら必要に応じて見直しを行い、みんなで学びながら育てていく「**動き続ける計画**」として推進していきます。

目次

第1章 社会教育とは.....	3
1. 社会教育の定義.....	3
2. 社会教育行政の役割.....	3
3. 社会教育の位置づけと生涯学習.....	4
第2章 計画の策定にあたって.....	5
1. 計画の対象範囲.....	5
2. 計画の位置づけ.....	6
3. 計画の期間.....	6
第3章 計画策定の背景.....	7
1. 国・県の動向.....	7
2. 飯南町の現状と課題.....	8
第4章 飯南町を取り巻く環境の変化.....	9
1. 人口構造の変化.....	9
2. 地域社会、家庭の変容.....	10
3. 自然災害と環境問題.....	10
第5章 計画の目的・目標・方針.....	11
1. 計画の目的.....	11
2. 基本目標.....	11
3. 基本方針と基本施策.....	11
【基本施策1】学びづくり.....	13
【基本施策2】つながりづくり.....	14
【基本施策3】環境づくり.....	15
第6章 計画の推進体制と評価.....	17
1. 計画の推進体制.....	17
2. 推進の仕組み(連携と協働).....	18
3. 計画の評価と見直し.....	18
4. 情報発信と共有.....	19
社会教育計画評価表	
社会教育計画体系	

第1章 社会教育とは

1. 社会教育の定義

「社会教育」とは、学校教育法に基づく学校の教育課程による教育を除き、主として青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動(体育やレクリエーションの活動を含む)をいいます。このことは社会教育法第2条に定められており、学校教育や家庭教育と並ぶ、重要な教育の柱の一つとされています。

また、【教育基本法第12条】では、次のように示されています。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国および地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国および地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の活用、学習の機会や情報の提供など、適切な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

これらの法律に示されているように、社会教育は、個人の「学びたい」という思いと、社会の変化に応じた「学びの必要性」にこたえる仕組みであり、すべての人が生涯にわたって学び続けられる社会の実現を支えるものです。

2. 社会教育行政の役割

社会教育法第3条では、国や地方公共団体の責務として、すべての人が「いつでも、どこでも、自由に学べる環境」を整えることが求められています。

また、社会教育が学校教育や家庭教育と深く関わっていることをふまえ、それぞれが連携して地域の学びを支えることが大切であるとしています。

飯南町においても、学校・家庭・地域が手を取り合い、子どもから大人までがともに学び合える地域づくりを進めていくことが社会教育行政の大きな使命です。公民館や図書館などの学びの拠点、学校と地域の協働(コミュニティ・スクール)などを通じて、学びの輪を広げていきます。

3. 社会教育の位置づけと生涯学習

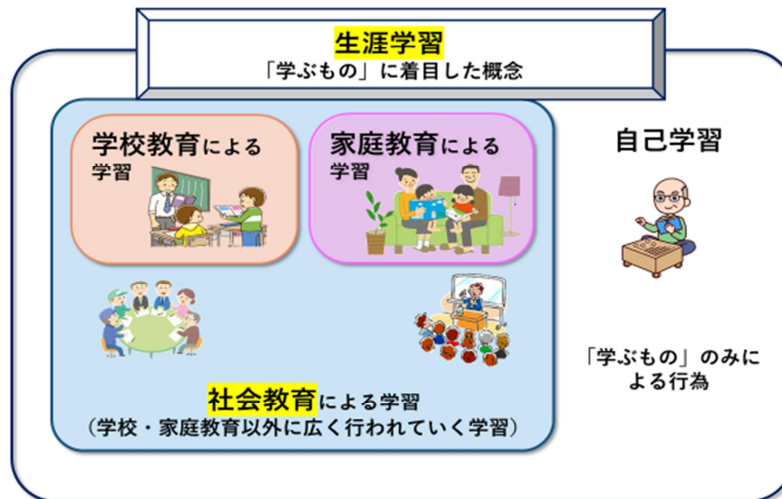
「生涯学習」とは、人が生まれてから人生のあらゆる時期を通じて学び続けることをいいます。その中には、学校教育での学びだけでなく、社会教育や家庭での学び、文化活動やスポーツ、地域活動なども含まれます。

つまり、生涯学習の中に社会教育があり、社会教育は「地域の中で生きる力を育てる学び」として、大きな役割を担っています。これからの時代、社会教育は「人と人とを結びつけ、地域を元気にする学び」として、町全体のまちづくりと深く関わっていくことが求められます。

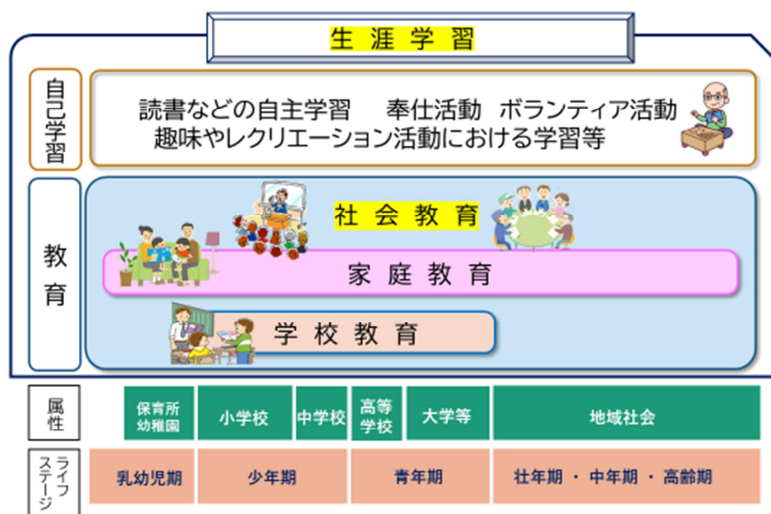
【補足】生涯学習と社会教育の関係図(図解例)

※社会教育は、生涯学習の中核を担う学びとして位置づけられています。

社会教育と生涯学習の概念



(時系列)



第2章 計画の策定にあたって

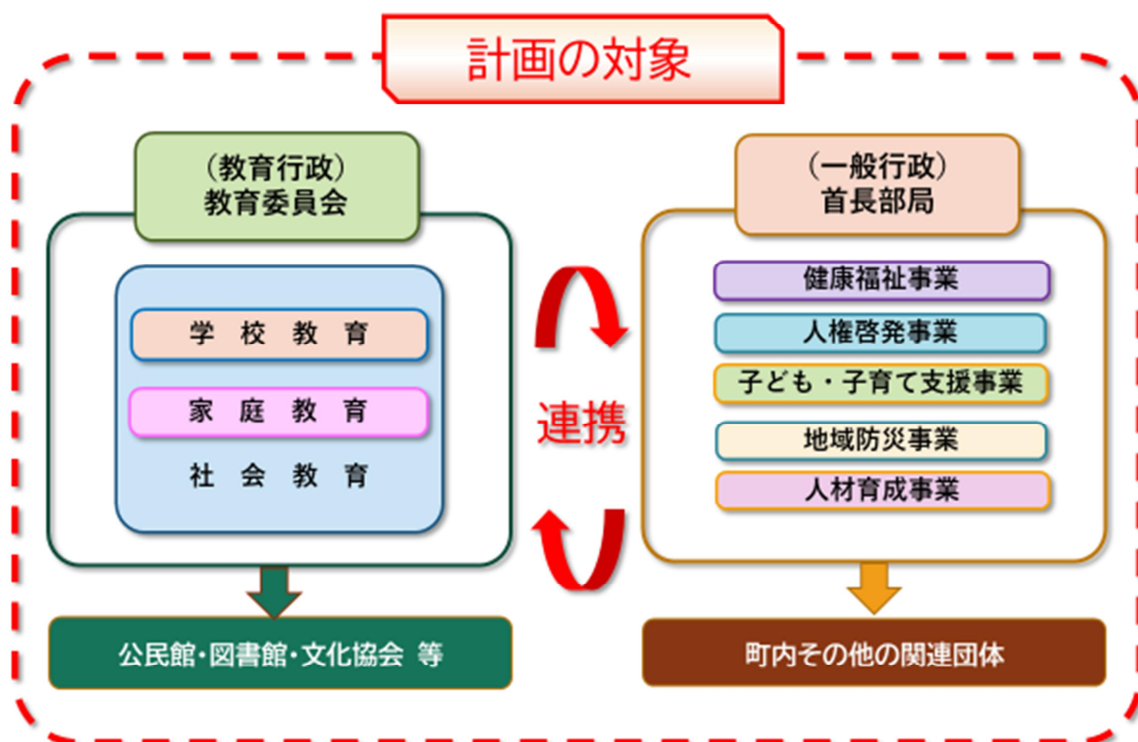
1. 計画の対象範囲

本計画は、飯南町における社会教育行政を推進するための基本的な方向を示すものです。社会教育は、学校での教育活動以外の広い分野を対象としています。地域での学習活動、文化やスポーツ、青少年の育成活動、家庭教育の支援、ボランティアや生涯学習など、多様な学びを含んでいます。

飯南町では、教育委員会だけでなく、福祉、子育て、産業、環境など、町のさまざまな分野で人づくりにつながる事業が行われています。

本計画では、そうした分野の枠をこえて、「学び」や「つながり」を通して町全体で取り組む社会教育行政をめざします。

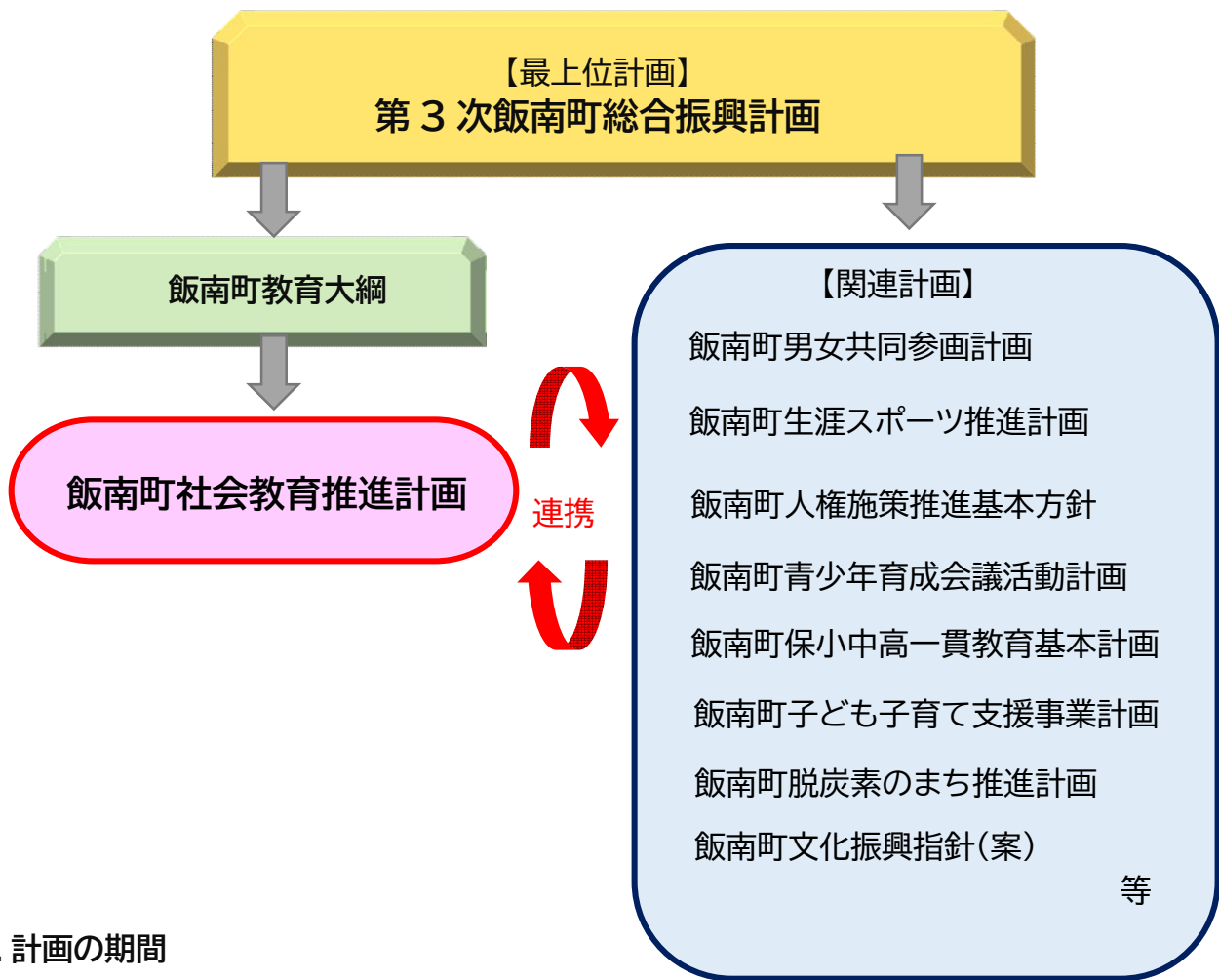
そのため、社会教育に関係するすべての機関や団体(公民館、図書館、学校、地域団体、企業、NPO、ボランティアなど)が互いに連携し、住民一人ひとりの学びや活動を支える仕組みをつくっていきます。



2. 計画の位置づけ

本計画は、飯南町の最上位計画である「第3次飯南町総合振興計画」をもとに策定しました。この総合計画は、令和7(2025)年度から10年間を見通し、町の将来像「笑顔と誇りを未来へつなぐまち 飯南」を実現するための方針と施策をまとめたものです。

社会教育推進計画は、その中で「人が育ち、地域がつながり、支え合うまちづくり」を担う個別計画として位置づけられます。関連計画と連携を図り、学校・家庭・地域がそれぞれの持ち味を生かしながら協働することをめざします。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間です。上位計画である「第3次飯南町総合振興計画」の前期基本計画(令和7~11年度)と整合を図りつつ、社会教育の分野では令和8年度を初年度として位置づけます。

計画の期間中は、毎年度、取組の進み具合を確認し、中間年度には見直しを行います。また、社会教育委員や関係機関と意見を交わしながら、みんなでよりよい取組へと育てていきます。

第3章 計画策定の背景

1. 国・県の動向

国においては、「人生100年時代」や人口減少・地域コミュニティの希薄化、DXの進展など、社会の急速な変化に対応するため、生涯にわたって学び続け、地域や社会に主体的に参画できる生涯学習社会の実現を掲げています。令和5年3月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」では、2040年以降を見据え、

- ① 個人の多様な能力を伸ばす学びの実現
- ② 共生社会の形成を支える人づくり
- ③ 地域や社会をともに創る学びの推進
- ④ デジタル技術を活用した新しい学びの展開

の4つの方向性を示し、特に地域における「学び・つながり・かかわり」を育む社会教育の役割を重視しています。

さらに、令和6年の中央教育審議会では、「地域コミュニティの基盤を支える社会教育の在り方」が大きなテーマとなり、社会教育主事・社会教育士等の専門人材の質的向上と活躍促進、障害者や外国人を含む社会的包摂の視点、学校・地域の連携協働の深化などが重視されています。地域の課題を「自分ごと」として捉え、住民同士の協力関係を生み出すための社会教育の展開が求められています。

一方、島根県では、令和7年に「島根県教育大綱」と「しまね教育振興ビジョン(令和7～11年度)」を策定し、「ふるさと島根から未来を創る教育」を基盤としながら、県民が生涯にわたり学び続け、地域を支える人材を育てることを重視しています。特に、

- ・人口減少や少子高齢化が進む中での「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の重要性
- ・社会教育士の養成と活躍促進、市町村の社会教育基盤の強化
- ・子どもの体験活動や文化芸術活動の充実
- ・多様な人権課題への学習機会の拡充
- ・地域住民の主体的な参画を促す学びの場づくり

が示されており、地域の実情に応じた社会教育の推進が求められています。

このように国・県ともに、生涯にわたる学びを通して人と人がつながり、地域課題に主体的に関わる住民を育てることを最重要の柱に据えています。特に、社会教育人材の育成と活躍促進、地域コミュニティの再生、体験活動や文化・人権学習の充実など、社会教育が地域づくりの基盤を支える役割を果たすことが期待されています。

2. 飯南町の現状と課題

飯南町では、これまで公民館や図書館、文化協会やスポーツ協会等地域団体が中心となって、地域に根ざした社会教育活動を展開してきました。自然体験活動や文化行事、世代を超えた交流の場など、町内のあちこちで学びの機会がつけられ、地域の人々のつながりを支えてきました。

一方で、全国と同じように人口減少と少子高齢化が進み、活動の担い手が限られてきています。子どもから大人、高齢者まで、世代をこえた交流や学び合いの場をどう維持・発展させるかが大きな課題です。

また、社会のデジタル化が進む中で、情報へのアクセスやオンライン学習の活用が求められています。しかし、高齢者を中心にインターネットやデジタル機器の利用に不安を感じる人も少なくなく、「学びの格差」をどう埋めていくかがこれからの社会教育の大きなテーマです。

さらに、近年は感染症の流行や自然災害などにより、これまでのような集まりや活動が制限される時期もありました。そのような中で、人と人とのつながりの大切さを改めて感じ、地域の絆をどう取り戻すか、どのように新しい形で学びをつなぐかが問われています。

これらの状況をふまえ、社会教育の分野では次のような視点が求められています。

- 町民一人ひとりが「学びを通して成長し、地域に生かす」ことができる環境づくり
- 学校・家庭・地域が協力し合い、子どもを地域全体で育てる体制づくり
- 多様な世代や立場の人が参加できる、開かれた学びの場の拡充
- デジタル技術を生かした新しい学び方の推進

これらをふまえ、飯南町では、社会教育を通して「人づくり」「つながりづくり」「環境づくり」を一体的に進め、未来を担う人が育ち続ける町を目指します。

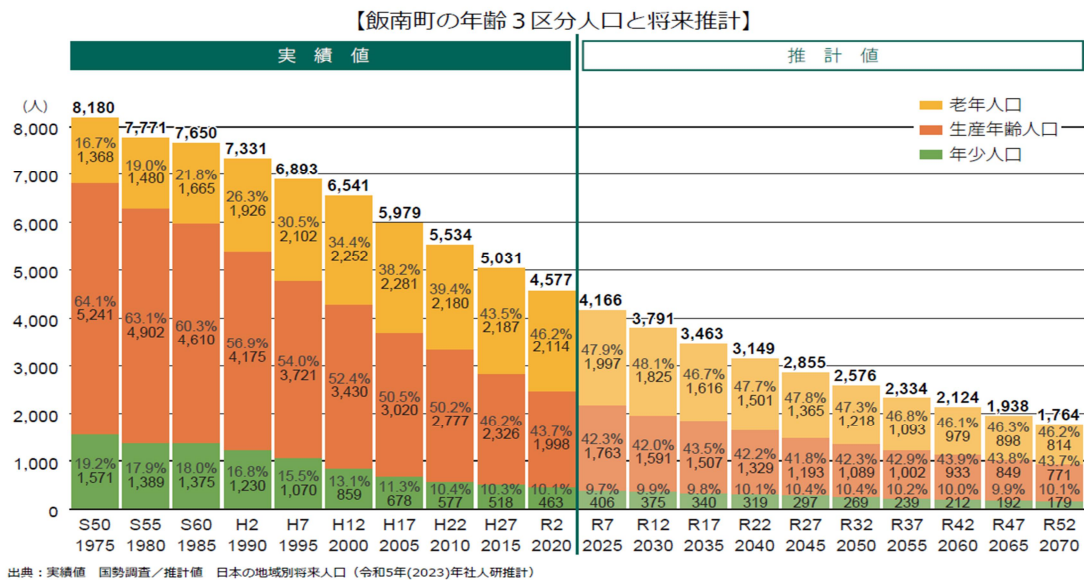
第4章 飯南町を取り巻く環境の変化

1. 人口構造の変化

飯南町では、1975(昭和50)年に約8,180人だった人口が、2020(令和2)年には4,577人となり、長期的な減少が続いています。

特に、働き手の中心である生産年齢人口(15～64歳)の減少が顕著で、今後も少子高齢化が進むことが予測されています。

国の推計によると、2035(令和17)年には3,400人程度、2045(令和27)年には2,800人程度まで減少すると見込まれています。



第3次飯南町総合振興計画・第3期飯南町総合戦略(本編)

出生数の減少や若者の町外流出により、学校や地域活動の参加者も少なくなり、これまで地域の中心となって活動してきた世代が高齢化しています。

それでも町内では、地域に根ざした活動を大切にしようという想いが受け継がれ、「小さくても強いつながりのある地域」を守る取り組みが続いています。こうした地域の思いを未来へつなぐことが、社会教育における大きな役割となっています。

2. 地域社会・家庭の変化

社会のしくみや暮らし方が多様化し、家庭や地域のかたちも変わってきました。

共働き世帯の増加や、子どもの少人数化、近隣のつながりの希薄化など、昔のように自然と学びが生まれていた場面が減ってきています。一方で、地域の人同士が支え合い、学び合うことで絆を取り戻す動きも見られます。

また、学校と地域が協力しながら子どもを育てる「コミュニティ・スクール」の取組も進んでいます。学校運営協議会を中心に、保護者や地域の方が学校運営に関わることで、学びの場が地域全体に広がりつつあります。こうした「地域とともにある学校づくり」は、社会教育の理念と深くつながっており、今後さらに連携を強めていくことが期待されます。

また、コロナ禍を経て、人と人とのつながりの大切さを改めて感じた方も多いのではないのでしょうか。対面の活動に加えて、オンラインを使った学びや交流など、新しい形のつながりづくりも生まれています。これからの社会教育は、「リアル」と「デジタル」の両方を生かした柔軟な学び方を進めていく必要があります。



3. 自然災害と環境問題

飯南町は、中国山地の豊かな自然の中にあり、神戸川の源流域として、清らかな水と緑に恵まれた地域です。この自然は、私たちの暮らしを支え、次代へと受け継ぐべき大切な財産です。

また、環境の変化は人々の暮らしや学びの場にも影響を与えています。

地球環境を守り、持続可能な地域づくりを進めることは、これからの社会教育の大切なテーマです。子どもから大人までが環境問題を自分ごととして考え、行動できるような学びの機会を広げていくことが求められています。

5章 計画の目的・目標・方針

1 計画の目的

本計画は、町民一人ひとりが生涯を通じて学び、地域や人とのつながりを深めながら、心豊かに暮らし続けられる社会の実現をめざすものです。社会教育は、個人の学びを支えるだけでなく、地域の課題を自ら考え、解決していく力を育てる重要な役割を担っています。

人口減少や少子高齢化、価値観の多様化が進む中で、地域のつながりや支え合いを取り戻し、学びを通じた「人づくり」「地域づくり」を進めていくことがこれまで以上に求められています。

飯南町では、「小さな田舎(まち)からの『生命地域』宣言」を理念に掲げ、人と自然、地域の絆を大切にしながらまちづくりを進めてきました。本計画では、その理念を社会教育の視点から具体化し、町民が主体的に学び、行動し、地域をともに支えるための方向性を示します。

2 基本目標

本町の将来像である「笑顔と誇りを未来へつなぐまち 飯南」を実現するため、社会教育では次の目標を掲げます。

「未来を拓く学びとつながりで、次代を担う人を育てる」

この目標のもとで、すべての世代が「学びを通じて自分らしく生きる力」を育み、地域に参加し、支え合うことで、人と人とのつながりを基盤とした持続可能な地域づくりを進めていきます。

3 基本方針と基本施策

本計画では、次の3つの基本方針「学びづくり」「つながりづくり」「環境づくり」を具現化するため具体的な基本施策を定め、生涯学習の振興と地域の持続的発展をめざします。

本計画では、社会教育の推進にあたり、次の3つの方針を基本とします。

- 学びづくり — 自ら学び、考え、行動する力を育む
- つながりづくり — 共に学び、共に創る協働のまちへ
- 環境づくり — 学びと活動を支える安心の環境を整える

基本方針

施策の柱

【学びづくり】
 学びをとおして自分を磨き、地域
 の中でいきいきと暮らせる人を
 増やします。

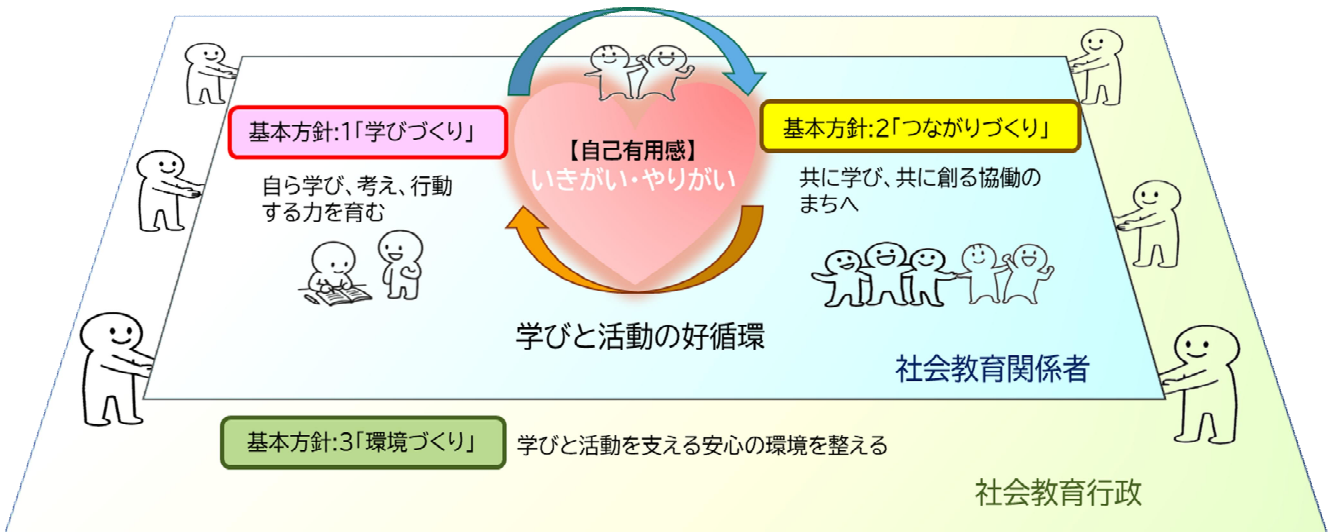
- ①いつでも・どこでも・誰でも学べる機会の創出
- ②ふるさと教育の推進
- ③家庭教育の支援
- ④人権・多様性理解の学習の充実

【つながりづくり】
 横のつながり(人・場所)と縦
 のつながり(もの・こと)を充実
 させ、主体的に地域に参画し
 ようとする人を増やします。

- ①横のつながりづくり(人・場所)
- ②縦のつながりづくり(もの・こと)

【環境づくり】
 “学びづくり”“つながりづくり”
 ための環境を整備します。

- ①学校・家庭・地域が連携協働した教育環境づくり
- ②生涯学習を総合的に推進する体制づくり
- ③歴史文化を感じるまちづくりの推進
- ④読書・情報活用環境の充実
- ⑤施設の設備・充実
- ⑥社会教育を担う人材の育成



※SDGs 目標の解説は、p.16 を参照

【基本施策1】 学びづくり

(1) 施策の趣旨

教育の目的は人格の完成にあり、子どもから高齢者まで、あらゆる人が生涯を通じて学び続けることによって、豊かな人生と持続可能な地域社会を築くことができます。

飯南町では、地域の教育資源を活かしながら、多様な主体が参画する学びの場を整備し、町民誰もが「いつでも・どこでも・誰でも」学べる環境を推進します。また、デジタル技術の進展や社会構造の変化に対応した学びを促進し、学習を通じた自己実現と社会参画を支援します。

(2) 具体的取組

① いつでも・どこでも・誰でも学べる機会の創出

ICT を活用した学習機会を充実させるとともに、公民館・図書館・各種団体等との連携を図り、町民が学びたいときに学べる仕組みを整備します。

オンライン講座やハイブリッド学習の導入、デジタル活用支援講座の実施などにより、年齢や地域を問わず多様な学びの機会を提供します。

② ふるさと教育の推進

ふるさと飯南への愛着と誇りを育むため、地域の自然・歴史・文化・産業などを教材とした体験的な学習を推進します。学校と地域が協働し、「地域学校協働活動」や「コミュニティ・スクール」を通じて児童生徒の学びを支援します。

また、公民館事業等においても、住民が地域の魅力を再発見し、次世代に伝える学習の充実を図ります。

③ 家庭教育の支援

家庭教育支援にかかわる組織・団体等を中心として、家庭教育学級や親子体験型学習の充実を図ります。また、ICT を活用した家庭教育相談や情報提供の仕組みを整備し、子育て世帯を支える地域ぐるみの家庭教育支援体制を構築します。

④ 人権・多様性理解の学習の充実

すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざし、飯南町人権・同和教育推進協議会と連携して人権学習を推進します。加えて、ジェンダー平等、ハラスメント防止、障がい者理解、多文化共生など、現代的課題に対応した学習機会を提供します。



【基本施策2】 つながりづくり



(1) 施策の趣旨

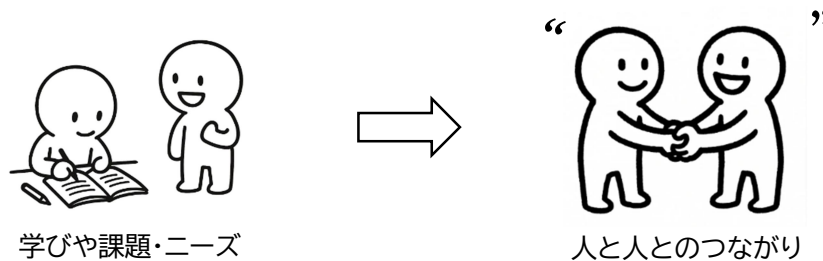
「つながり」は学びを深め、地域を活性化させる基盤です。人と人・場所、世代と世代、活動と文化をつなぐことにより、地域の絆を強め、持続可能な社会を築くことができます。

本町では、「横のつながり(人と人)」と「縦のつながり(もの・こと)」の両面から、学びを通じたつながりの創出と発展を図ります。

(2) 具体的取組

① 横のつながりづくり(人・場所)

公民館、図書館や地域団体の活動を通して、人と人が出会い、共に学び、支え合う場所を創出します。団体間・地域間・世代間のネットワークづくりを進め、地域の多様な主体が協働する仕組みを構築します。また、コミュニティ・スクールを軸として学校・家庭・地域が連携し、地域共生社会の実現をめざします。



② 縦のつながりづくり(もの・こと)

地域に受け継がれる文化や活動を次世代へと継承するため、地域文化継承活動への支援を行います。高齢者の知恵や経験を若い世代に伝える「世代間交流プログラム」を推進し、自己有用感を育みながら、地域活動の持続・継続・発展を図ります。



【基本施策3】 環境づくり

(1) 施策の趣旨



学びづくり・つながりづくりを支える基盤として、人材・施設・情報の整備を進めるとともに、関係機関・団体との連携体制を強化し、社会教育を総合的に推進できる環境を整えます。

(2) 具体的取組

① 学校・家庭・地域が連携・協働した教育環境づくり

少子高齢化が進行する中であっても、子どもを地域の宝と位置づけ、学校・家庭・地域が協働して子どもの学びと成長を支える体制を整備します。地域学校協働活動の充実を図り、地域の教育力を高め、地域ぐるみで子どもを育てるまちづくりを推進します。

② 生涯学習を総合的に推進する体制づくり

町内5公民館を中核とし、図書館、学校、社会教育関係機関、NPOなどとの協働体制を構築します。社会教育委員連絡協議会、公民館協議会、文化協会、スポーツ推進委員などのネットワークを活用し、地域課題の解決とウェルビーイングの向上につながる学習を推進します。

③ 歴史文化を感じるまちづくりの推進

文化協会を中心に、芸術や歴史・文化活動を支援し、住民が創造活動に参加できる環境を整備します。文化芸術を通じて交流と創造の機会を広げ、地域文化の継承と発展に寄与します。

④ 読書・情報活用環境の充実

町立図書館や公民館を活用して、読書活動を推進します。県立図書館などと連携し、情報へのアクセス環境を整備し、学習支援機能の充実を図ります。

⑤ 施設の整備・更新

社会教育施設および社会体育施設の老朽化に対応し、計画的な修繕や改修を実施します。また、学習・文化・スポーツの複合的な機能を備えた施設の整備を進め、住民の健康・交流・学びを支える場の拡充を図ります。

⑥ 社会教育を担う人材の育成

社会教育士をはじめとする社会教育関係職員の資質向上を図り、地域に根ざした人材の育成を推進します。これからの地域学校協働活動の充実のためにコーディネーターの養成や地域人材バンクの整備を進め、地域内の多様な人材が活躍できる体制を構築します。

【補足】SDGs(持続可能な開発目標)

※2030年までに、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、国際連合が定めた17の国際目標です。貧困の解消、教育の充実、環境保全、地域の持続的な発展など、国・自治体・地域・住民が連携して取り組むことが求められています。

SDGsの理念である「誰一人取り残さない社会の実現」は、飯南町が進める総合振興計画や社会教育の取組と方向性を同じくしています。飯南町では、学びを通じた人づくりや地域のつながりづくり、自然・文化を生かした持続可能なまちづくりを進めることで、SDGsの達成に貢献しています。



目標4 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。



目標5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る。



目標10 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の不平等を是正する。



目標11 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。



目標17 パートナーシップで目標を達成しよう

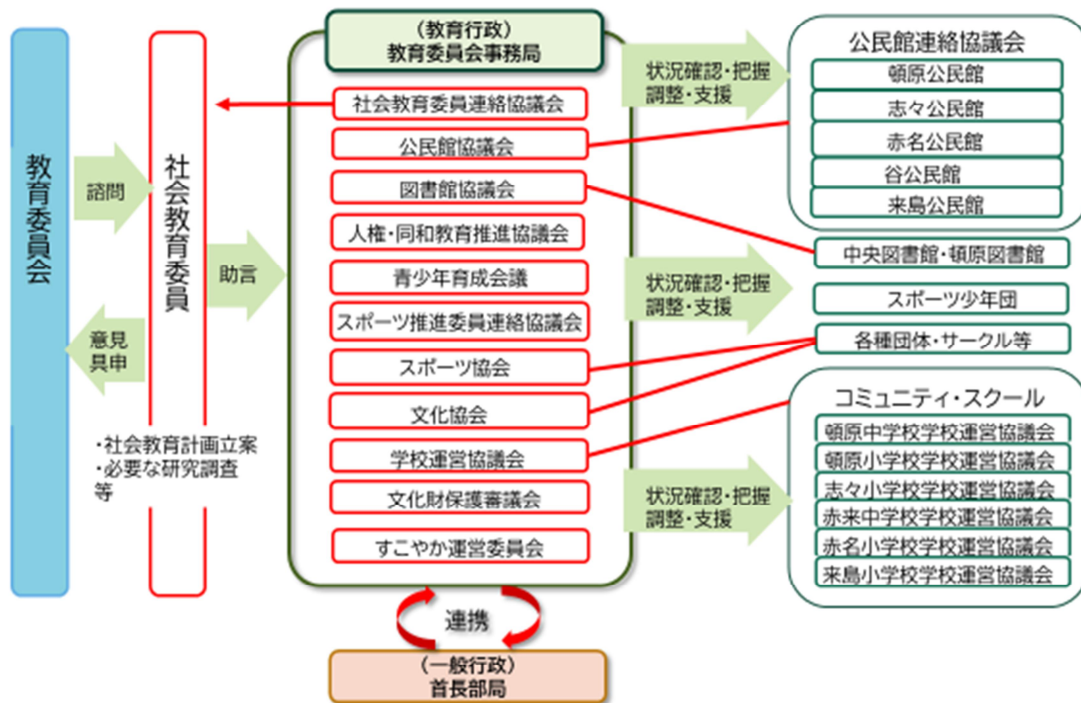
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第6章 計画の推進体制と評価

1. 計画の推進体制

本計画は、飯南町教育委員会を中心として、町民・学校・地域団体・関係機関などが連携しながら推進していきます。社会教育は、行政だけで進めるものではなく、地域の皆さんと共に考え、共に取り組むことで実を結びます。そのため、町全体で支え合い、役割を分かち合う「協働の仕組みづくり」を大切にします。

社会教育推進計画関係組織



(1) 教育委員会の役割

- ・社会教育全体の推進方針を示し、関係機関との調整を行う。
- ・公民館、図書館、青少年育成会議などの活動を支援し、地域の学びを広げる。
- ・学校・家庭・地域が連携した教育活動を促進する。

(2) 公民館・図書館など社会教育施設の役割

- ・地域の学びと交流の拠点として、共催の講座・イベント・学習機会を提供する。
- ・町民の声を反映した事業を展開し、地域課題の解決に貢献する。
- ・世代をこえたつながりや地域の人材育成を進める。

(3)学校との連携

- ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を通じて、地域と学校がともに子どもを育てる。
- ・学校の教育活動を地域の学びに生かし、地域の大人が子どもの育ちに関わる機会を増やす。

(4)町民・地域団体等役割

- ・町民一人ひとりが学びの主体となり、地域づくりに関わる。
- ・団体や企業は、それぞれの専門性を活かして、地域活動や人材育成に協力する。
- ・ボランティアや NPO など、多様な主体が学びの場づくりに参加する。

2. 推進の仕組み(連携と協働)

本計画の実施にあたっては、関係機関がそれぞれの立場で取り組みを進めながら、情報を共有し、連携を深めていきます。教育委員会が中心となり、「公民館連絡協議会」「社会教育委員連絡協議会」「学校運営協議会」や関係団体との意見交換会などを活用して、協働の仕組みをつくとともに研修会等を通じて社会教育を見つめ直す機会とします。

3. 計画の評価と見直し

本計画では、取組の進行状況を把握し、次の施策に活かすために、PDCA サイクル(計画→実行→評価→改善)を重視します。

段 階	内 容
Plan(計画) ↓	計画に基づいて年度ごとの取組を立てる。 関係団体や公民館などと目標を共有する。
Do(実行) ↓	学習活動・地域事業を実施し、成果や課題を記録する。
Check(評価) ↓	年度末に取組を振り返り、達成度や課題を整理する。 教育委員会が中心となって事業評価を実施。
Action(改善)	評価結果を次年度の計画に反映し、より良い取組へとつなげる。

また、計画期間中の中間年度(令和 10 年度)には、全体的な進行状況を確認し、必要に応じて内容を見直します。最終年度には成果を整理し、次期計画策定に向けた検討を行います。

4. 情報発信と共有

社会教育の取組や成果は、町の広報紙やホームページ、いいなんナビ、SNS、公民館だよりなどを通じて広く発信します。

町民が気軽に情報を得られるようにするとともに、活動に参加したい人が新たに関われるきっかけをつくります。学びを「見える化」することで、町全体で社会教育を育てていく意識を高めていきます。



計画を進めるうえで最も大切なのは、「一人ひとりが主役となる社会教育」です。

飯南町では、住民・地域・学校・行政がそれぞれの役割を果たしながら協働し、誰もが学び合い、支え合う持続可能な地域づくりを目指します。本計画を通して、学びの輪がさらに広がり、笑顔と誇りがあふれる飯南町を未来へつないでいきます。

飯南町社会教育委員連絡協議会
(事務局：飯南町教育委員会)
TEL(0854)76-3944 FAX(0854)76-3945
Mail i-kyoiku@iinan.jp